

平成18年第3回那須塩原市議会定例会

議事日程（第7号）

平成18年9月22日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第76号 平成18年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）
議案第77号 平成18年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第78号 平成18年度那須塩原市老人保健特別会計補正予算（第1号）
議案第79号 平成18年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第80号 平成18年度那須塩原市板室本村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第81号 平成18年度那須塩原市板室温泉簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第82号 平成18年度那須塩原市西塩簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第83号 平成18年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第84号 平成18年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第85号 平成18年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
議案第86号 平成18年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）
議案第87号 平成18年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）
議案第88号 平成18年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）
議案第89号 平成18年度那須塩原市塩原水道事業会計補正予算（第1号）
議案第90号 那須塩原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
議案第91号 那須塩原市体育施設条例の一部改正について
議案第92号 那須塩原市塩原B&G海洋センター条例の一部改正について
議案第93号 那須塩原市老人憩の家条例の一部改正について
議案第95号 那須塩原市都市公園条例の一部改正について
請願・陳情等について
（各常任委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 2 認定第 1号 平成17年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号 平成17年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3号 平成17年度那須塩原市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4号 平成17年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5号 平成17年度那須塩原市板室本村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6号 平成17年度那須塩原市板室温泉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7号 平成17年度那須塩原市西塩簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 8号 平成17年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 9号 平成17年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第10号 平成17年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第11号 平成17年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第12号 平成17年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第13号 平成17年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第14号 平成17年度那須塩原市黒磯水道事業会計歳入歳出決算認定について
認定第15号 平成17年度那須塩原市西那須野水道事業会計歳入歳出決算認定について
認定第16号 平成17年度那須塩原市塩原水道事業会計歳入歳出決算認定について
(決算審査特別委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 3 議員の派遣について
(採決)

日程第 4 報告第31号 専決処分の報告について[損害賠償の額の決定及び和解]
(報告)

日程第 5 議案第96号 財産の取得について
(提案説明、質疑、討論、採決)

追加(第1号)

日程第 1 発議第 6号 脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書の提出について
(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 2 発議第 7号 ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書の提出について
(提案説明、質疑、討論、採決)

出席議員（32名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	4番	阿部寿一君
5番	高久好一君	6番	鈴木紀君
7番	磯飛清君	8番	東泉富士夫君
9番	高久武男君	10番	平山啓子君
11番	木下幸英君	12番	早乙女順子君
13番	渡邊穰君	14番	玉野宏君
15番	石川英男君	16番	吉成伸一君
17番	中村芳隆君	18番	君島一郎君
19番	関谷暢之君	20番	水戸滋君
21番	山本はるひ君	22番	相馬司君
23番	若松東征君	24番	植木弘行君
25番	相馬義一君	26番	菊地弘明君
27番	平山英君	28番	人見菊一君
29番	齋藤寿一君	30番	金子哲也君
31番	松原勇君	32番	室井俊吾君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	助役	坪山和郎君
収入役	折井正幸君	教育長	渡辺民彦君
企画部長	君島寛君	企画情報課長	高藤昭夫君
総合政策室長	岡崎修君	総務部長	田辺茂君
総務課長	平山照夫君	財政課長	増田徹君
生活環境部長	松下昇君	環境課長	高塩富男君
市民福祉部長	渡部義美君	福祉事務所長	大田原稔君
社会福祉課長	松本睦男君	産業観光部長	田代仁君
農務課長	二ノ宮栄治君	建設部長	向井明君
都市計画課長	江連彰君	水道部長	君島良一君
水道管理課長	金沢郁夫君	教育部長	君島富夫君

教育総務課長	田代哲夫君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局 西那須野 支所長	織田哲徳君
農業委員会 事務局長	枝幸夫君		八木源一君
塩原支所長	櫻岡定男君		

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	千本木武則	議事課長	石井博
議事調査係長	斉藤兼次	議事調査係	福田博昭
議事調査係	高塩浩幸	議事調査係	佐藤吉将

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（高久武男君） おはようございます。
散会前に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は32名であります。

◎議事日程の報告

- 議長（高久武男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議案第76号～議案第93号、
議案第95号及び請願・陳情の
各常任委員長報告、質疑、討論、
採決

- 議長（高久武男君） 日程第1、議案第76号から議案第93号まで及び議案第95号の19件及び請願・陳情等については、関係常任委員会に付託してあります。

各常任委員長は一括して審議の結果を報告願います。

初めに、総務教育常任委員長の報告を求めます。
24番、植木弘行君。

〔総務教育常任委員長 植木弘行君登壇〕

- 総務教育常任委員長（植木弘行君） おはようございます。

早速、総務教育常任委員会のご報告を申し上げます。

平成18年第3回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託されました案件は、予算案件2件、条例案件3件の計5件であります。

これを審査するために、9月11日、12日の2日間、午前10時より第1委員会室において、委員全員出席のもとに、所管の部長以下関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。

それでは、議案第76号 平成18年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）についてを申し上げます。

まず、総務部総務課ですが、歳出としては、非常備消防費で黒磯消防団の団員が予定より5人多く入団したことによる報酬と被服費の関係です。

次に、財政課について申し上げます。

歳出で主なものとしては、財政管理費の減債基金額としての計上や西那須野支所管理費と塩原支所管理費などで、駐車場拡張工事と塩原庁舎建築に関する工事費などです。

委員より、バスと公用車を那須ナンバーに変更することで、1台当たり手数料はどのくらいかとの質疑があり、バスについては往復で3万円、市長車などは2万5,000円で計上していると答弁がありました。また、自動車関係の情報だと、六、七千円でできるという話があり、差があると思うのだがと質疑があり、確かにイベント時期にはその程度の手数料でもできるが、イベント時にどれだけの台数を受け付けられるかわからない。イベント時は一般のほうを優先的に対応していただき、公用車は避けるような判断をしたと答弁がありました。

次に、課税課について申し上げます。

歳出は西那須野地区市民税賦課事務推進費で、職員の産休代替による臨時職員の賃金です。

次に、契約検査課について申し上げます。

歳出は、契約管理費で電子入札制度に関するシステムづくりの使用料、委託料などの計上です。

質疑では、これを導入すると談合はしづらくな

るかとの質疑があり、インターネットを通じた入札申し込みとなるので、指名業者の公表という形をとらなければよいかと思う。ただし、入札方式が今の形だとAランクで何社と決まっているので、どこが指名になるかはわかってしまう。入札方式の公募型、工事希望型ということで、ある程度の範囲を広げた中で実施すればわかりにくいこともあるかと思うと答弁がありました。

また、電子入札で落札した場合は、それから資格を見ることになるのか、資格のあるところ以外は、初めから外した形で入札になるのかとの質疑があり、2年に1回競争入札の参加資格を事前に受け付けている、その中から参加をしてもらう形になる、案件によっては工事実績、技術者必要の有無などがつけられる場合があるので、その場合は参加希望を事前に出してもらうこととなると答弁がありました。

次に、企画部企画情報課について申し上げます。

歳出の主なものは、企画事務推進費の実施計画の帳票システム導入のための委託経費と情報系システム管理費で、旧黒磯市職員のパソコン130台と合併に伴うメモリー増設や、旧西那須野町職員のパソコン154台の契約等の賃借料の計上です。

質疑では、土地利用計画懇談会最終審議会の予定を懇談会にしたということであるが、実際に審議会と懇談会で委員のやるべき仕事の違いはどの質疑があり、内容的には大きな違いはなく、実務、判例等でも違いはない。どちらかと言えば、審議会は執行者側の諮問に答える形であると思う。懇談会はそういったことではなく、計画するものについていろいろな意見をもらうというような違いかと思う。その結果を計画等に生かすことに関する重さは変わらないと認識していると答弁がありました。

また、懇談会であっても、市民参画であるので、

最大限尊重すべきである。庁内会議で否決ということが多いが、意見として出たものは答申として上がってくるはずである。それを受け入れるか否かは、執行側のトップが判断することであると思うが、それ以前の段階で判断するような運営の仕方をするのかと質疑があり、審議会と懇談会は進め方が違うので、そこに違いはあると思う。会で提案された意見の扱いについての重みは変わらない。こちらの求めた内容に沿ったものであれば、尊重しながら前向きに意見を取り上げていくということになると思うと答弁がありました。

次に、教育委員会、教育総務課について申し上げます。

歳出として主なものは、黒磯・西那須野・共英の学校給食共同調理場管理運営事業の給食材料費や、小中学校管理費の東原小職員のトイレ改修費と黒磯中擁壁設置費などの計上です。

質疑では、黒磯中擁壁設置はどのくらいの規模のものになるのかと質疑があり、長さは50mぐらいである、地権者からネットフェンスにツタなどが絡まり、管理が大変であるため、擁壁にしてほしいと要請があったと答弁がありました。

次に、学校教育課について申し上げます。

歳出として主なものは、小学校活動支援事業の運動会補助やスクールバス運行費のトランスミッション、クラッチ板などの修理費です。

質疑では、高林中学校のスクールバスは丸4年は経過をしていないが、クラッチ板を修理することとは、板室温泉のほうへ無理して行っていることも原因かとの質疑があり、損傷箇所がクラッチ板ということから、上り坂、下り坂が多いことが原因と考えられると答弁がありました。

次に、生涯学習課について申し上げます。

歳出の主なものは、塩原公民館管理運営事業のスクールバス使用に伴う諸経費、ハロープラザ管

理運営事業のホール照明修理費、文化財保護事業の新湯温泉神社納屋改修工事補助などの計上です。

質疑では、生涯学習推進費で、答申作成などによる社会教育委員報酬の増額ということであるが、諮問内容はどのようなものかと質疑があり、1、今後の那須塩原市の生涯学習の展望、2、成人教育、家庭教育充実の具体的な取り組み、3、地域教育力の活性化に向けた具体的な取り組みという3点についての諮問である。当初3回の予定であったが、終了しないので、今後3回分ということを追加したと答弁がありました。

さらに委員より、答申は事務局が案をつくり、簡単な修正を加えるようなものではなく、分科会自身が答申をつくと聞いた。このようにしっかりとした審議会の流れが成り立っているのかと質問があり、答申については分科会で各委員に各自まとめてもらっている。資料は提供しているが、答申を作成しているということはないと答弁がありました。

次に、スポーツ振興課について申し上げます。

歳出の主なものは、スポーツ振興事業の産休代替による臨時職員の賃金や関谷南公園管理運営事業のげんき広場アリーナに照明を設置する設計と工事費などです。

以上、9課にわたる案件の委員会採決では、議案第76号 平成18年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）については、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第86号 平成18年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、平成17年度決算に伴う剰余金の計上補正であります。全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第90号 那須塩原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

を申し上げます。

本案は、地方公務員災害補償法の改正に伴う条例の一部改正であります。全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第91号 那須塩原市体育施設条例の一部改正について及び議案第92号 那須塩原市塩原B&G海洋センター条例の一部改正についてを申し上げます。

今回の改正は、体育施設使用料関連の別表の備考以下の改正で、アマチュアスポーツの利用と以外の利用等について定めたものです。全員異議なく承認いたしました。

以上が本委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおりご賛同賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

○議長（高久武男君） 総務教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉環境常任委員長の報告を求めます。
27番、平山英君。

〔福祉環境常任委員長 平山 英君登壇〕

○福祉環境常任委員長（平山 英君） おはようございます。

福祉環境常任委員会の審査結果についてご報告をいたします。

平成18年第3回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、条例案件1件、予算案件5件、陳情1件の7件であります。

これらを審査するため、9月11日、12日の2日間、午前10時から第4委員会室において、委員全員出席のもと、執行部から部長、各課長等の出席を求め、審査を行いました。

まず、議案第93号 那須塩原市老人憩の家条例の一部改正についての審査結果を申し上げます。

9月30日をもって、老人憩の家、鍋掛荘を廃止

するため条例の一部を改正するものであり、全員異議なく承認されました。

次に、議案第76号 平成18年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）についての審査結果について申し上げます。

まず、生活環境部について申し上げます。

生活環境担当の主なものは、3清掃センター管理運営事業1億4,300万円で、償却設備等の修繕費で、下期に向けての修繕費の計上であります。

質疑では、衛生費雑入の大田原市火葬場の使用者は西那須野地区、塩原地区で何名かについての質疑に対して、平成17年度実績で塩原地区で106件、8.94%、西那須野地区が310件で26.16%であるとの答弁がなされました。

市民福祉部について申し上げます。

福祉担当の主なものは、歳入で国庫負担率のカットにより、児童福祉費負担金マイナス2億2,031万3,000円、児童手当負担金マイナス7,406万3,000円の減額計上で、また県負担率の引き上げなどにより、児童福祉費負担金は1億6,060万5,000円の増額計上になります。

歳出では、4月からスタートしている障害者自立支援法に基づいて10月から本格スタートするため、組み替えをしたもので、自立支援法事業6,515万8,000円の計上になります。

質疑では、黒磯地区放課後児童対策事業で、児童がふえている傾向にあるが、今後の対応についての質疑に対して、保護者会運営委員会の判断に任せている状況であり、施設については今後検討したいとの答弁がありました。

保健担当の主なものは、歳入で国民健康保険特別会計繰出金2,091万5,000円、老人保健事業特別会計繰入金1億4,105万7,000円で、前年度精算により計上するものであります。

歳出では、塩原保健センター管理運営事業53万

4,000円で、温泉ポンプの修繕を行ったことから、追加をするものであります。

保健担当では質疑はありませんでした。

以上の質疑内容等が出されました。

議案第76号 平成18年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）については、全員異議なく承認されました。

次に、議案第77号 平成18年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び議案第78号 平成18年度那須塩原市老人保健特別会計補正予算（第1号）並びに議案第79号 平成18年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての3補正予算は、平成17年度決算に伴う整理が主であり、いずれも全員異議なく承認されました。

次に、議案第88号 平成18年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）については、平成17年度決算に伴う繰越金の整理を行うものであり、全員異議なく承認されました。

次に、陳情第4号 最低保障年金制度創設を求める陳情書の審査結果について申し上げます。

本陳情は6月定例会から継続案件であります。

意見では、消費税の問題もあるが、負担は能力に応じた形にしないと、ますます無年金者がふえていく。結果的には、生活保護などに、年金がないとどんどんふえていく可能性がある。

年金制度は今非常に難しい問題を抱えている。国では、国民年金の基礎年金の部分をもっと上げてほしいという意向であるが、積み立てて初めてもらうということが基本である。

最低保障は必要だが、全額国庫負担で最低保障の年金制度はかなり厳しいものがある。

年金の空洞化の背景は、陳情事項を行っても埋まるものではないと思うなどの意見が出されました。

また、討論では、財源の問題では、むだな公共事業や軍事費を削ることや年金の積立金がある。消費税は、生活に困窮される生活弱者が一番負担が重くなるという点で、消費税に頼らない設定をしている。指定都市会長会は、最低保障年金制度を提案している。世界中で消費税を福祉目的税化した国はないし、税制的にもいびつな税制ができてしまう。税に頼らない最低保障年金制度の創設ということで、本件は採択すべきである。

現在の年金保障制度は、保険料の徴収という部分で大変苦慮している。納めるものは納めて、初めて年金がもらえるというのが原理原則であると思うので、本件は不採択にすべきであるなどの討論がなされました。

以上の意見、討論が出され、採決の結果、賛成多数で不採択（5人）と決定いたしました。

以上が、福祉環境常任委員会の審査結果の報告であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同を賜りますようお願いを申し上げます、報告といたします。

○議長（高久武男君） 福祉環境常任委員長の報告が終わりました。

次に、産業観光常任委員長の報告を求めます。
16番、吉成伸一君。

〔産業観光常任委員長 吉成伸一君登壇〕

○産業観光常任委員長（吉成伸一君） おはようございます。

産業観光常任委員会のご報告を申し上げます。

平成18年第3回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、補正予算案3件であります。

これらを審査するために、9月11日、午前10時より第3委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長、局長、課長以下関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

また、9月12日は午前9時30分より、市内8か所の農道整備等の現地調査を行いました。

初めに、議案第76号 平成18年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。農業委員会事務局から申し上げます。

歳入では、15款県支出金の中の農業委員会交付金459万円が減額となっています。これは、国の三位一体改革により3年間程度で県の交付金がなくなり、国の交付税で対応となるためであります。

次に、商工観光課・観光課所管について申し上げます。

歳入15款県支出金の中の塩原庁舎管理費685万円は、塩原支所建設敷地内にトイレを整備するもので、今年度、県で承認された事業であり、魅力ある観光地形成、観光客の満足度の向上を図る事業であります。

委員の質問に対して、男子トイレ、洋式1、小便器2、女子トイレ、洋式2、バリアフリートイレ1の予定であるとの説明がありました。

次に、農務課所管について申し上げます。

歳出の主なものは、6款1項2目農業振興費で、食育・地産地消推進事業のパンフレット5,000部の作成と先進地の視察を行うものであります。7目農地費の黒磯地区県単土地改良事業は、金沢・高阿津地区の農道整備事業で、県が箒川に橋をかけることにより、県道までの取り付け部分に対する路線測量・用地測量等の委託料であり、8目の農道整備事業費も県が橋をかける部分の調査費に対する負担金であります。また、7目西那須野地区県単土地改良事業は、四区町の約600mの農道整備事業であります。両事業とも現地調査を行いました。

以上、農業委員会事務局、産業観光部に関する議案第76号 平成18年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）は、全員異議なく承認いたしました。

た。

続いて、議案第84号 平成18年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

歳出は、南赤田・東部、両施設の汚水樹設置工事費、それぞれ50万円であります。

議案第84号は、全員異議なく承認いたしました。

最後に、議案第87号 平成18年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

歳出の主なものは、2款温泉事業建設費の中の宮島橋整備に係る温泉管添架工事費であります。

委員の質問に対して、この事業の説明があり、国道400号中塩原バイパスの接続箇所の仮橋を本設橋にかけかえる事業で、平成20年度実施を見込んでいたが、用地交渉が整ったことで、今年度から実施することとなった事業であります。

議案第87号は、全員異議なく承認いたしました。

以上が、当委員会に付託された議案の審査の経過と結果であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（高久武男君） 産業観光常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

18番、君島一郎君。

〔建設水道常任委員長 君島一郎君登壇〕

○建設水道常任委員長（君島一郎君） それでは、建設水道常任委員会の報告を申し上げます。

建設水道常任委員会に付託をされました議案につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

平成18年度第3回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、予算案件7件、条例案件1件の計8件であります。

これらを審査するため、9月11日、午前10時より第2委員会室において、委員全員出席のもと、所管部長を初め関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。以下は、その審査の経過と結果であります。

まず、水道部から先に申し上げます。

初めに、議案第80号 平成18年度那須塩原市板室本村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

これは、平成17年度決算に基づき、歳入歳出それぞれ173万5,000円を補正し、それに伴い繰入金96万2,000円を減額し、歳入補正を77万3,000円としたもので、同額を歳出で予備費に計上したものである旨、説明がありました。

議案第80号 平成18年度那須塩原市板室本村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第81号 平成18年度那須塩原市板室温泉簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

これも、平成17年度決算に基づき、歳入歳出それぞれ109万5,000円を追加するもので、歳入では同額を繰越金に、また、歳出では同額を予備費に計上したものである旨、説明がありました。

議案第81号 平成18年度那須塩原市板室温泉簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第82号 那須塩原市西塩簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

これは歳入のみの補正で、平成17年度決算に基づく繰越金を360万7,000円増額し、基金繰り入れを383万4,000円減額し、消費税還付金である諸収入を22万7,000円増額補正するものである旨、説明がありました。

議案第82号 那須塩原市西塩簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第89号 那須塩原市塩原水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

これは、資本的収入及び支出の補正であります。工事の内容は、塩原上水道事業の尾頭沢水源減圧槽のフェンス修繕工事であり、水源施設の安全確保のため、今までより頑丈なフェンスを設置するものであります。また、大貫金沢簡易水道事業では、主要地方道矢板那須線の拡幅工事及び市道宇都野野崎北線の凍上災の工事に合わせ、配水管を布設するものである旨、説明がありました。

委員からは、フェンスの高さはどのくらいだったか、また、配水管布設は他の工事に合わせるといのが基本的な考えか等の質問があり、今まで設置されていたものは公園にあるネットフェンスと同様である。また、管の布設については、そういう方向で実施している旨、答弁がありました。

議案第89号 那須塩原市塩原水道事業会計補正予算（第1号）については、全員異議なく承認いたしました。

続いて、建設部に入ります。

初めに、議案第76号 平成18年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

建築指導担当からご報告申し上げます。

建築基準法第42条の2項に基づき、センターから2m下がったときに、市道にかかわる部分を寄附いただいた場合に、寄附いただいた土地の測量等にかかる費用について1件50万円を限度とし補助するものである旨、説明がありました。

次に、区画整理担当について申し上げます。

土地区画整理事業の繰出金229万2,000円を減額するのは、平成17年度起債の借り入れ金利が予定よりも低かったため利子が減った旨、説明があり

ました。

次に、都市計画担当について申し上げます。

まず、歳入については、14款国庫支出金は国庫補助金の決定によるもので、3・4・1本郷通りの3,850万円の減額と西那須野まちづくり交付金事業の2億1,696万7,000円の増額であります。18款繰入金は西那須野まちづくり交付金事業の増加による基金繰り入れであります。21款市債については3・4・1本郷通り、黒磯インター整備関連事業、西那須野まちづくり交付金事業等の事業費増減に伴うものであり、総額6,730万円増額するものです。

歳出の主なものは、3・4・1本郷通りの道路改良事業、西那須野まちづくり交付金事業、黒磯インター整備関連事業と市道2路線の道路改良工事等であります。

また、継続費では、3・4・1本郷通り道路改良事業費を、総額で22億円を19億円に補正するものである旨、説明がありました。

次に、道路担当について申し上げます。

歳入については、14款国庫支出金で国庫負担金は、凍上災の復旧事業による1億5,409万5,000円の増額。国庫補助金では、市道幹Ⅱ-17号線の事業費の決定による2,200万円の減額。市債、合併特例債においては、事業費の減額や対象事業の見直しにより、6,960万円を減額するものであります。また、災害復旧債においては、凍上災の裏負担として7,690万円増額するものです。

歳出について主なものは、市道幹Ⅱ-17号線の減額、除雪費用の増額、黒磯地区道路整備交付金事業の予算の組み替え、凍上災の増額などである旨、説明がありました。

次に、下水道担当について申し上げます。

歳出で、下水道事業特別会計への繰出金を3,251万円減額するもので、これは決算繰り越し

によるものである旨、説明がありました。

これらに対し、継続費の補正は額が大きい、あるいは市営住宅の跡地利用は、凍上災の市単独分は等の質問があり、概算事業費として計上したものを詳細設計をかけたため、あるいは普通財産とする、また、約7,000万円程度である旨、答弁ありました。

議案第76号 平成18年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）については、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第83号 那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

歳入については、国庫補助金、繰越金、諸収入、これは県からの補償費であります。市債の増額と一般会計からの繰入金の減額により、2,495万円の増額補正であり、歳出で主なものは、受益者負担金の図面作成委託料、補修費、下水道建設費、移設工事等である旨、説明がありました。

議案第83号 那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第85号 那須塩原市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

歳入は、一般会計からの繰入金の減額、繰越金の確定による増額、市債の増額で2,546万6,000円の増額であり、歳出の主なものは、1戸の移転補償である旨、説明がありました。1戸の補償とは、どのような家かとの質問に対し、普通の一般住宅である旨、答弁がありました。

議案第85号 那須塩原市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）については、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第95号 那須塩原市都市公園条例の一部改正について申し上げます。

今回の改正は、管理の委任の条文を削除し、また、アマチュアスポーツ利用を図るため、区分けした使用料に改定をするための条例改正である旨、説明がありました。

議案第95号 那須塩原市都市公園条例の一部改正については、全員異議なく承認いたしました。

以上が当委員会に付託された議案の審査経過と結果であります。議員各位におかれましても、当委員会の決定どおりご賛同賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

○議長（高久武男君） 建設水道常任委員長の報告が終わりました。

以上で各常任委員長の審査結果の報告が終わりました。

各常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各常任委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

まず、議案第76号 平成18年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）から議案第93号 那須塩原市老人憩の家条例の一部改正についてまで及び議案第95号 那須塩原市都市公園条例の一部改正についての19件については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第76号から議案第93号まで及び議案第95号の19件については、総務教育、福祉環境、産業観光、建設水道の各常任委員長の報告どおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第76号から議案第93号まで及び議案第95号の19件については、原案のとおり可決されました。

次に、請願・陳情について、陳情第4号について討論を許します。

5番、高久好一君。

〔5番 高久好一君登壇〕

○5番（高久好一君） 5番、高久好一です。

陳情第4号に対する賛成討論です。

年金者組合から出された最低保障年金の創設を求める陳情書は、6月議会から継続とされたものです。私は採択すべき陳情として討論を行います。

年金制度が壊れてきたのには理由があります。生まれてきたときからの欠陥があり、土台がぐらつく年金制度だったのです。収入がなくても保険料の支払いを義務づける、払わなければ年金は出さない。このような制度では、年金のない人や少ない人が生まれるのは当然です。さらに、これから大量の無年金、低年金者が生まれてきます。保険料が納められない人は1,000万人を超えています。毎年の保険料の値上げで、保険料が払えない人がふえてきているのです。

財界がねらう公的年金制度の計画はこうなります。基礎年金1階部分を全額消費税で賄い、保険料による2階部分を民営化する。国民の生活が大変なときに、年金でビジネスチャンスという発想です。これでは公的年金制度を破壊してしまいます。だから、安心の年金制度をつくろうと、年金者組合は提案したと言います。

今の制度では、保険料を25年以上払わないと年金は受け取れません。そのため、無年金者や低年金で生活のできない人が大勢います。最低保障年金は年金なしで、年をとったらだれもが受け取る基礎的な年金です。アメリカを除くと、世界の発展途上国でも最低保障年金制度が確立されていま

す。

最低保障年金の基礎ポイントは、1、すべての日本国在住者が対象、2、60歳から支給を始めます。1人毎月8万円です。3、外国人でも、日本に20歳以降10年住んでいれば最低保障年金の対象です。4、収入の低い人ほど負担の重くなる消費税は使いません。逆累進制が強く、経済的弱者を苦しめる仕組みの税金は、財源としてはふさわしくありません。税金の集め方を改めると、日本の公共事業はGNP比でフランスの2.8倍、ドイツの3.7倍、イギリスの12倍です。道路特定財源を一般財源とし、無駄な公共事業をなくして社会保障費に回すべきです。

東西冷戦が終わって、各国とも軍事費を7割から8割に減らしています。世界第2位の軍事費を持つ国として、約5兆円も維持している日本は異常です。憲法9条を持つ国にふさわしく軍事費を大幅に削減すべきです。

さらに、年金積立金を使えば、厚生年金と国民年金を合わせると170兆円余り、50兆円弱の共済年金を加えると、全体で220兆円程度はあるものと思われます。厚生労働省が直接管理する約148兆円の積立金は直ちに年金改善に充てるべきです。まだ続いている年金事務費への流用はやめるべきです。

ヨーロッパが日本に比べて高福祉なのは、消費税が高いからだと言う人がいます。ヨーロッパでは消費税、付加価値税です、の税率は20%前後と高いことは事実ですが、非課税品目や軽減税率が適用される品目が多数あります。イギリスでは、食料品は完全非課税です。このため、消費税の税収はそれほど多くはありません。

ヨーロッパでは、消費税を福祉目的税にしている国はありません。ヨーロッパの年金の財源の特徴は企業の負担が大きいことです。日本の経団連

など財界は、企業に負担をふやすと、国際競争にマイナスだと言って、消費税の増税と企業負担の軽減を主張していますが、ヨーロッパの企業に比べると、日本の企業は6割から8割しか負担しておらず、応分の負担をしているとはとても言えない状況にあります。

さらに、日本の大企業は研究開発、連結納税制度で6%程度の減税効果を受け、納税額は中小企業並みになっています。日本では、消費税は福祉目的にという説明と同時に、法人税の引き下げを繰り返し行ってきました。5%になるときも法人税を下げました。当然法人税住民税、法人税事業税も連動して下がることになります。

今度の消費税の引き上げに対しても、経団連、経済財政諮問会議は法人税の引き下げを要求しています。政府自民党と公明党、民主党はこれを受け入れる方針です。

消費税ができて18年間、皆さんが納めてきた約175兆円の消費税は、91.4%の160兆円が大企業の減税と税収不足の穴埋め、公的資金の投入等に使われてしまいました。財界が消費税を上げろと言いつけるのはなぜか。消費税は世界をまたにかける自動車、電機などの産業に法外な利益をもたらしています。そのからくりは、輸出、売り上げにはゼロ%の消費税率を乗じる仕組み、消費税法第7条にありました。

朝日新聞2000年9月、2004年度、トヨタ自動車は消費税を1円も納付していません。それどころか、年間に約2,000億円の還付を受けています。税率が上がれば、それに応じて還付金がふえます。庶民の血税が輸出産業を潤す構図になっています。日本の大企業にも、応分の社会的責任を果たしてもらうことが大切です。財源の確保は、負担は能力に応じてという応能負担の原則に従い、基づいて行うべきです。空前の利益を上げている大企業、

高額所得者には応分の負担を求める方向で財源は確保できます。

2001年8月、国連は日本政府に対して最低年金の導入、年金の男女格差の是正を勧告しました。今年の6月には、日本政府はその報告をしています。経済大国の日本で無年金、低年金者が多いこと、女性の年金が低過ぎることが国際的にも問題にされているのです。

05年10月現在、1,136の自治体、全国の46%の議会が最低保障年金を含む年金制度の改善を求める意見書を政府に提出しています。高齢者の貧困化が進み、多くの自治体が最低保障年金を求めるようになってきたのです。

年金制度の欠陥で、生活保護の受給者がふえ続けています。そのため、指定都市市長会は昨年7月に、無拠出で一定年齢に支給する最低年金を創設することを提案しました。無年金者をなくし、低い年金の底上げを行うため、国連が日本政府に勧告している最低保障年金を公的年金制度に導入することが必要です。

栃木県では、佐野市、鹿沼市、旧日光市、旧足尾町、旧烏山町、大平町が採択し、6月議会で栃木市と下野市が採択しました。那須塩原市が住民の暮らしを守るという自治体としての本来の仕事の中で、歴史を進める側の存在でありたいと願い、陳情第4号の採択に賛成するものです。

○議長（高久武男君） 次に、20番、水戸滋君。

〔20番 水戸 滋君登壇〕

○20番（水戸 滋君） 議席20番、水戸滋です。

陳情第4号 最低保障年金制度創設を求める陳情書について、委員長報告のとおり不賛成に賛成の立場で討論いたします。

年金制度について、全国市議会議長会の社会文教委員会は、社会福祉施策の中で基礎年金に対する国庫負担率2分の1への引き上げを確実に実施

すること、また、国民皆年金の観点から、未加入者、未納者を解消するため、公的年金の広報等、普及活動の一層の強化を図ることを求めております。

現在、国は年金制度の改革に向けて検討中であり、既に国庫負担率3分の1から2分の1に引き上げる方針を示しております。また、消費税を引き上げることなく、全額国庫負担の最低年金制度を創設することは、財源確保の面から困難な状況にあります。保険料を安く、年金は高く、これは我々国民の理想であり、願いでもあります。しかし、現実はその状況にありません。

それよりも、少子・高齢化に向け、年金を支える力と給付のバランスをとる仕組み、極力保険料を抑えて、将来の保険料額を明確にして、我々があらかじめ試算でき、いつの時点で幾ら負担をすれば、どれだけの給付が受けられるかというようなシステムにすることが、年金改革の第一歩であると考えております。また、こうしたものが見えない限り、保険料の納付意欲の低下や未納者の拡大を招いてしまいます。

残念ながら、本陳情については、未加入者、未納者、意欲の低下を解消する方策がありません。納めるものは納めて初めて年金が受け取れるというのが原理原則であります。

陳情第4号 最低保障年金制度の創設を求める陳情書については不採択にすべきである。どうぞ良識ある議員各位の賛同をお願いをして、討論いたします。

○議長（高久武男君） ほかに討論通告者がおりませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

陳情第4号については、福祉環境常任委員長の報告のとおり不採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高久武男君） 起立多数。

よって、陳情第4号については、福祉環境常任委員長の報告のとおり不採択と決しました。

ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◎認定第1号～認定第16号の決算審査特別委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（高久武男君） 次に、日程第2、認定第1号 平成17年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第16号 平成17年度那須塩原市塩原水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの16件については、決算審査特別委員会に付託してあります。よって、決算審査特別委員長の審査結果の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長の報告を求めます。24番、植木弘行君。

〔決算審査特別委員長 植木弘行君登壇〕

○決算審査特別委員長（植木弘行君） それでは、決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託されました認定第1号の那須塩原市一般会計歳入歳出決算から認定第16号 那須塩原市塩原水道事業会計歳入歳出決算までの平成17年度決算16件について、慎重に審査を行った結果を報告いたします。

審査の実施期日は、9月11日、12日の2日間で、第1分科会は総務教育関連を第1委員会室において、第2分科会は福祉環境関連を第4委員会室において、第3分科会は産業観光関連を第3委員会室において、第4分科会は建設水道関連を第2委員会室において、それぞれ審査いたしました。

審査の方法ですが、特別委員会の審査に当たっては、本定例会に提出された各会計の決算書、市政報告書及び監査委員から提出された各会計の決算審査意見書を参考にしながら、予算は適正かつ効率的に執行されているか、計数は適正か、また、財産の管理、行政効果はどうかなどを基本に審査を行いました。

なお、説明には、分科会ごとに所管の部長、局長以下関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その審査の結果であります。各会計の歳入歳出はいずれも適正に処理され、予算執行に当たっては、議会の議決に基づき、適正かつ効率的に執行され、財産の管理及び基金の管理運用等についても良好に執行されており、いずれも妥当であると認められ、16件すべてを認定することで承認されました。

最後に、分科会審査の中であった意見、要望等について報告いたします。なお、意見、要望については、一般会計決算と温泉事業特別会計決算であります。

初めに、第1分科会では4つの要望等がありました。

まず、企画情報課所管で、塩原カントリークラブ会員券については、行政が持つべきものではなく、売却することを強く要望する。財政課所管で、決算書の書式については、市民に対しても、議会に対しても説明責任を果たせるよう、バランスシート等を利用し、わかりやすいものにしていただ

きたいとの要望があり、また、収税課所管では、収納率のアップを図るため、分納などの納税方法の説明に努められたいとの意見がありました。

生涯学習課所管では、各イベント等の宣伝ポスターについて、アピールできる効果的な張り方を工夫されたいとの意見がありました。

次に、第2分科会では2つの意見がありました。

まず、生活環境担当所管で、市営駐車場、黒磯駐車場の利用料金の設定の仕方を再度検討すべきであるとの意見が、また、健康担当では、西那須野地区の健康長寿センターのヘルストロンは大変好評である。黒磯地区にも導入することを考えてはどうかという意見がありました。

次に、第3分科会では3つの意見がありました。

まず、観光担当所管で、湯っ歩の里については、客足が鈍らないように付加価値をつけていく方策等を絶えず研究されたいとの意見、また、商工観光担当所管で、開湯1200年事業を初めとする観光分野など、最近メディアで取り上げる機会が多く見受けられることから、地元の観光を市民に幅広く理解していただくためにも、関係団体などとの情報交換を密にし、広報・周知されるよう検討されたいとの意見がありました。

温泉事業特別会計の観光担当所管で、事業収入における温泉使用料の不納欠損をなくすための対策として、保証人制度等の導入を検討してはどうかとの意見がありました。

最後に、第4分科会ですが、道路担当所管において、道路特定財源の一般財源化の対策として、何らかの調査や体制づくりが必要なのではないか、また、板室沼原線の未舗装部分について、観光客がふえてきていることから、早急に舗装等の整備をお願いしたいとの意見、要望がありました。

これらが各分科会における意見、要望等であります。

以上で決算審査特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（高久武男君） 決算審査特別委員長の報告が終わりました。

決算審査特別委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、決算審査特別委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

まず、認定第1号 平成17年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、討論を許します。

12番、早乙女順子君。

〔12番 早乙女順子君登壇〕

○12番（早乙女順子君） 認定第1号 平成17年度那須塩原市一般会計決算認定について、反対討論いたします。

合併後の本格的な予算となった平成17年度那須塩原市一般会計当初予算は、合併協議書や事務事業の一元化調整などで協議が整った事項は誠実に履行する、新規事業は計画策定に関する予算など、新市としての基礎を固めるための予算を優先する、ハード面の継続事業については、旧3市町で既に着手していることから、その完了を優先するとの3つの考え方を基本に編成されました。

しかし、平成17年度が終わってみると、難しいことには手をつけず、疑問も持たずに、今までどおりの行政を続けていただけと感じ取れました。当初、予算審議でも言いましたが、本来なら合併したからこそ、健全な行政を目指して、事務事業そのものを目的から見直し、生活者視点で政策をビルドする、その中で既存事業をスクラップして

抜本的改革を目指す必要があります。

先ほどの委員長報告でもありましたが、小さなことかもしれませんが、例えば塩原カントリークラブ年会費を負担金として支出している。ゴルフ会員権を行政が購入すること自体、今どきの行政ではあり得ないことですが、その上、そのゴルフ場を行政の特定の人が利用していたことも信じられませんでした。

また、足利銀行を破綻させた原因の一つともなるリゾート開発に対する反省もなく出し続けている栃木県リゾート地域振興協議会への負担金、額は小さいですが、足銀の不良債権の大きなものの中で、リゾート開発が原因であるものが少なからずあることを考えますと、これも大きな問題です。足銀を破綻させ、結果的には地域経済をだめにした原因に、国のリゾート法に踊らされた地方自治体の責任がありますが、いまだに責任をとるどころか、市町村に負担金を出させている県と、その県の言いなりに負担金を出している市町村にはあきれ返ります。

同様に、那須地区国会等移転促進協議会負担金、国会等移転促進市民会議への補助金も問題です。今まで候補地の地方議会と国会議員が我田引水の誘致活動をした結果が、衆参両院の特別委員会の移転先絞り込み断念、そして国会等の移転に関する政党間両院協議会の、今後は東京圏の大規模地震災害やテロに備え、国会の優先移転先やバックアップ体制を調査検討するという危機管理に限定した座長取りまとめです。もう国会等の移転、一括移転はないと考えたほうがいいと思います。活動目的のない状態で、那須塩原市が国会等移転に関する負担金、補助金を出すことには疑問があります。

その他にも、ごみ処理基本計画が立てられないまま、清掃センターの規模を決めるとか、あり得

ないことに疑問を持たない、今問題になっている青木産廃処分場に反対している実態が、廃棄物処理施設設置推進を目的とする廃棄物処理施設等周辺整備事業助成寄附金を受け続けるといった矛盾を矛盾と感じないとか、道路行政のように、政策の優先順位が日常の市民生活に直結する道路よりも、開発することが目的であるような黒磯インター関連事業のほうが優先順位が高いといった矛盾もあります。これからますます限られた財源を運用しなくてはならない時代に、疑問も持たずに、今までどおりの行政を続けているだけでいいのでしょうか。

平成17年度に審議していた行政大綱のこれから目指そうとしている行政運営から行政経営の転換にはほど遠い状態です。扶助費や公債費といった義務的経費は膨らむ上に、教育、環境の整備充実や少子・高齢化に向けた社会福祉の充実など、市民生活に密着した行政需要はますます大きくなっています。しかし、合併して市が大きくなったために、住民ニーズを把握できなくなり、きめ細やかな対応ができなくなっている現状もあります。

そのために、市民生活においては、合併のメリットを感じることもほとんどありません。ですから、西那須野地区の人は、手数料も利用料も税金も保険料も上がって、合併のメリットが感じられないと言われます。塩原の人は独自のやり方ができなくなって戸惑い、黒磯の人は、合併のためと我慢我慢の結果がこれではと嘆いていました。

合併の受けとめ方はそれぞれですが、みんな否定的な言葉が出ます。合併後、市長は旧3市町のどこかの地域で常に行事が行われ、出席するために忙しそうです。それ自体は評価しますが、市長に期待することとは違います。議員は旧3市町それぞれの地域独自に行われている事業を把握するだけでも大変なのに、地域が広がったことで、

初めて対応する市民も多くなり、緊張を強いられています。

そんな中、一部の職員を除いて、職員の多くは合併がなかったかのように、今までの仕事のやり方を続けています。それは新市の組織機構は住民サービスの低下を招かないようにとの理由で、総合支所方式をとったからです。でも、現実には、住民サービスの低下を招かないようにとの理由をつけ、行政組織を合理化せず、職員のポストを確保しただけで、市民サービスとなるような部署を拡充したわけではありません。総合支所方式をとったことで組織が煩雑になっただけで、本当の意味の住民サービス向上にはほど遠いものでした。

特に問題なのは、部長ポストをふやし、旧3市町にそれぞれ課長ポストを温存したことです。つまり、合併の最大のメリットであった行財政の効率化、行政組織の合理化はせずに、市民に負担増やサービスの低下を押しつけて、経費削減を図ったのです。もちろん議会の議員数を半減させましたから、経費削減になっています。市民、議会に行財政の効率化を押しつけただけでした。

行財政の効率化も図れず、デメリットを払拭するような市民生活に直接かかわる具体的なメリットも示さない状態、このことが市民が合併のメリットを感じられない原因でしょう。その原因は、合併を急ぐ余りに、住民の意見を聞くことが形式的になり、すり合わせが不十分な合併協議に原因があります。その不十分な合併協議に基づいて立てた平成17年度予算を、疑問を持たずに執行した結果が本決算です。

よって、認定第1号 平成17年度那須塩原市一般会計決算認定には反対です。

○議長（高久武男君） 次に、26番、菊地弘明君。

〔26番 菊地弘明君登壇〕

○26番（菊地弘明君） 認定第1号 平成17年度

那須塩原市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論をいたします。

平成17年度の一般会計歳入決算額は391億9,809万1,123円、歳出決算額は375億2,431万1,228円であり、歳入歳出の差引額は形式収支で16億7,377万9,895円、翌年度へ繰り越すべき財源1億2,410万3,500円を差し引いた実質収支においても15億4,967万6,395円の黒字決算となっております。

平成16年度決算との比較で見ると、歳入は88億7,272万2,259円の減額となり、一方の歳出は89億9,403万9,381円の減額となりましたが、これらは旧市町において合併を控え、基金の整理や土地開発基金からの買い戻しなどを含む事業用地の取得といった合併に伴う臨時的支出があったことによるものであります。

平成17年度当初予算は、1、合併協定書や事務事業の一元化、調整などで協議が整った事項は誠実に履行する。2、新規事業は計画策定に関する予算など、新市として基礎固めのための予算を優先する。3、ハード面の継続事業は旧3市町で既に着手していることから、その完了を優先するという考え方を基本に、当市として総合計画の策定を初め、男女共同参画計画及び同推進条例の制定に関する対応、さらには道路整備基本計画の策定や市内小中学校の効率的な施設整備を目指す小中学校施設整備計画の策定など、いわゆる計画策定に関する事業に優先的に取り組んでいます。このほか、行財政改革大綱や集中行財政改革プランの策定、行政評価システム導入のための対応など、新市としての基礎を固めるための事業を積極的に実施されたところであります。

一方、ハード面の事業では、黒磯地区では那須塩原駅西口周辺土地区画整理事業の推進や、東那須野公民館改築事業の実施、また西那須野地区においては都市計画道路3・4・2中央通りの整備

や太夫塚公園体験学習施設の整備などを行う西那須野地区まちづくり交付金事業の推進や、懸案であった西那須野学校給食調理場改築事業の着手、さらに塩原地区では塩原温泉の活性化を図る地域再生整備事業計画の核となる塩原温泉公園湯っ歩の里の整備や塩原支所新築のための基本設計、実施設計の取り組みなど、地域バランスに腐心され、各種事業の実施に努めている点は評価できるものであります。

このほか、地方債については、合併特例債を含む新たな市債の借入額は31億8,450万円でありますが、一方の公債費元金の償還額は40億124万5,491円となっており、平成17年度末の一般会計地方債残高を差し引きで8億1,674万5,000円ほど減少させております。また、財政調整基金に2億19万7,355円、減債基金に5億6万5,219円の積み立てを行うなど、財政の健全化や将来への備えなどにも配慮した決算となっております。

しっかりとした基礎づくりのための予算とすることを目的とし、各種計画の策定や地域バランスを考慮した事業の実施など、新たなまちづくりのための第一歩となる平成17年度の一般会計決算としてはおおむね妥当であり、新市として順調な船出になったものと考えます。

これらのことから、平成17年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成するものであります。

○議長（高久武男君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号については、決算審査特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高久武男君） 起立多数。

よって、認定第1号については原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成17年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第16号 平成17年度那須塩原市塩原水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの15件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

認定第2号から認定第16号までの15件については、決算審査特別委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第16号までの15件については原案のとおり認定されました。

◎議員の派遣について

○議長（高久武男君） 次に、日程第3、議員の派遣についてを議題といたします。

まず、各常任委員長から、会議規則第159条の規定により、お手元に配付いたしました常任委員会視察研修実施計画書が提出されております。

お諮りいたします。

これを承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、計画書のとおりこれを承認することに決しました。

各常任委員長は、視察の結果を次の定例会において報告を願います。

次に、創生会代表の菊地弘明君及び敬清会代表の平山英君から、さらに公明クラブ代表の吉成伸

一君から、会議規則第159条の規定により、お手元に配付いたしました会派視察研修の計画書が提出されております。

お諮りいたします。

これを許可することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、計画書のとおりこれを許可することに決しました。

◎報告第31号の報告

○議長（高久武男君） 次に、日程第4、報告第31号 専決処分の報告についてを議題といたします。本案について報告説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） それでは、報告第31号につきまして報告を申し上げます。

議案書につきましては3ページとなります。

報告第31号につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、平成18年5月17日、青木地内の県道黒磯田島線で発生した車両物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分をいたしましたので、ご報告を申し上げるものであります。

事故の状況につきましては、高林中学校スクールバスと日本郵政公社高林郵便局の集配車が接触し、車両が破損したものであります。両者協議の結果、市側10%、相手方90%の過失割合で示談が成立し、損害賠償金として3万5,230円を市から相手方に支払い、相手方から市に22万477円の支払いを受け、この件に関して双方とも異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（高久武男君） 報告説明が終わりました。

◇

◎議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高久武男君） 次に、日程第5、議案第96号 財産の取得についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第96号 財産の取得について、提案の説明を申し上げます。

本案は、西那須野消防団の消防ポンプ自動車の取得について、那須塩原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

今回の取得は、配備の年数が経過した消防ポンプ自動車2台を更新計画に基づき買いかえるものであります。契約につきましては6社を指名し、去る8月31日に入札を行いました結果、2,100万円で落札をいたしましたジーエムいちほら工業株式会社と契約を締結するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、

討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第96号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議会運営委員長報告

○議長（高久武男君） ここで、過日、議会運営委員会を開催しておりますので、議案の取り扱い等について、議会運営委員長の報告を求めます。

26番、菊地弘明君。

〔議会運営委員長 菊地弘明君登壇〕

○議会運営委員長（菊地弘明君） 議会運営委員会のご報告を申し上げます。

本定例会における追加議案の取り扱いを協議するため、9月20日午後1時より、第4委員会室において、委員7名、正副議長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしましたので、報告いたします。

本定例会の追加議案は、議員提出の意見書が2件でございます。これらはすべて即決扱いといたします。

以上が追加議案に対する審議の結果であります。

以上で報告を終わります。

○議長（高久武男君） 報告が終わりました。

ただいまの報告について、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、

質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

議案の取り扱い等については、議会運営委員長報告のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案の取り扱い等については、議会運営委員長報告のとおりといたします。

議案書配付のために暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時43分

○議長（高久武男君） 休憩前に戻り、会議を開きます。

—————◇—————

◎日程の追加

○議長（高久武男君） 追加議事日程第1号に入ります。

—————◇—————

◎発議第6号の上程、説明、質疑、 討論、採決

○議長（高久武男君） 次に、日程第1、発議第6号 脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

10番、平山啓子君。

〔10番 平山啓子君登壇〕

○10番（平山啓子君） それでは、発議第6号に

ついでに提案理由の説明を行います。

脳脊髄液減少症は、交通事故などの外的障害が原因で、脳や脊髄を覆っている脳脊髄液が漏れ出し、強い倦怠感、頭痛、めまいなど、さまざまな症状を引き起こす病気です。また、スポーツ中のけがや些細な外傷でも髄液漏れが起こる可能性があるとしております。

数年前、1人の医師がむち打ち症の主な原因が脳脊髄液減少症であることを見つけ、脊髄液が漏れ出す箇所に患者自身の血液を注入して漏れをとめるブラッドパッチ療法に成功いたしました。むち打ち症患者の9割が脳脊髄液減少症で、そのうち7割がブラッドパッチ療法で改善されております。

患者の数は全国で約30万人、さらに予備軍ともいべき人は100万人に達するとの推計もあります。

本市におきましても、二十数年間この病気と闘っている女性がございます。しかし、治療施設が少なく、患者の受け入れが限られているため、患者が集中して、予約から診察までに数か月待ちの状態であります。さらに、社会的な無理解ゆえに、自賠責保険などの後遺障害に認定されず、仮病だと誤解されることや、ブラッドパッチ療法が医療保険適用外で病院や患者の負担が大きい現状であります。

よって、国や関係機関が早急に診療、治療のガイドラインを確立すべきであることを強く要望いたします。

議員各位におかれましては、ご理解とご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、
質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。
よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、
討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。
討論を終結いたします。
これより採決いたします。
発議第6号については、原案のとおり決すること
で異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎発議第7号の上程、説明、質疑、
討論、採決

○議長（高久武男君） 次に、日程第2、発議第7
号 ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める
意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

16番、吉成伸一君。

〔16番 吉成伸一君登壇〕

○16番（吉成伸一君） ドクターヘリの全国配備
へ新法制定を求める意見書の提出について、提案
理由の説明を行います。

ドクターヘリとは、救急専用の医療機器を装備
し、救急医療の専門医師と看護師が搭乗した専門
ヘリコプターです。運行基地より30キロ圏内で9
分、50キロ圏内で15分、70キロ圏内で21分で移動

ができます。実例を挙げますと、福岡県の平成15
年4月から平成16年3月の1年間の報告では、調
査可能な264例について調べたところ、重症123例
のうち、実際に死亡は50例、後遺症が残ったもの
が19例であり、ドクターヘリチームの推計ではヘ
リを使用しなければ69例が死亡、39例に後遺障害
が残ったと予測をしております。

また、2003年の全国調査では、ドクターヘリで
2,789人が搬送され、重症者1,702人のうち、死者
542人で、このときドクターヘリがなければ821人
が死亡したと推測されています。言い換えれば
279人が命を落とさずに済んだわけで、ドクター
ヘリ導入により3分の1の方が助かった計算にな
ります。

平成13年度から、日本ではドクターヘリ導入推
進事業がスタートいたしました。現在、9道県
の運行にとどまっています。欧米諸国と比べると
大きな格差があります。導入が進まない要因の一
つは、運営主体の都道府県や病院の過重な財政負
担であることが指摘されています。

よって、国に対して財政基盤の確保を含めて、
体制整備に必要な措置を図る新法の制定を求める
ものであります。

議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、
提案理由の説明といたします。よろしくお願いい
たします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、
質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。
よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、
討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認め、討論を終
結いたします。

これより採決いたします。

発議第7号については、原案のとおり決するこ
とで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎市長あいさつ

○議長（高久武男君） 以上で、平成18年第3回那
須塩原市議会定例会の議案はすべて終了いたしま
した。

閉会に当たり、市長からあいさつがあります。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 平成18年第3回那須塩原市
議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさ
つを申し上げます。

去る9月1日から本日までの22日間にわたる会
期の中で、提案を申しあげました案件につきまして
ご審議をいただきますとともに、それぞれ原案
のとおりご決定を賜り、誠にありがとうございました。

また、審議の過程や会派代表質問、さらには市
政一般質問の場におきまして、多くの議員から貴
重なご意見やさまざまな指摘がございましたが、
これらのご意見等につきましては、今後の市政運
営に反映をさせてまいりたいと考えておりますの
で、今後とも議員各位のご理解とご協力を賜りま

すようお願いを申し上げます。

いよいよ実りの秋を迎えるわけではありますが、
この時期は市でもさまざまなイベントの開催を予
定いたしております。来る26日には、塩原温泉に
おきまして、栃木県と共催となります旅館ホテル
等消防防災訓練を開催し、来月1日には、自分を
守り、地域を守るために災害対策の知識を身につ
けていただく機会として、全市民を対象とした防
災講演会を開催いたします。また、8日、9日に
は塩原温泉開湯1200年を記念する湯まつりやセレ
モニーを、さらに月末にかけましては、実りの秋
の恒例の那須野巻狩まつり、西那須野産業文化祭
など、人と自然が触れ合う安らぎのまち那須塩原
市にふさわしい市民参加によるさまざまなイベン
トを開催いたします。

議員各位を初め、これらイベントの開催にご尽
力をいただきます関係者、関係団体の皆さんに心
から感謝を申し上げますとともに、市の事務事業
に対しまして、引き続き深いご理解とご協力を賜
りますようお願いを申し上げ、第3回那須塩原市
議会定例会の閉会に当たりましてのごあいさつと
させていただきます。

大変ありがとうございました。

—————◇—————

◎閉会の宣告

○議長（高久武男君） 閉会に当たり、ごあいさつ
申し上げます。

去る9月1日から22日間にわたり開会されまし
た平成18年第3回那須塩原市議会定例会は、提出
されました議案につきましてご協力をいただき、
ここに全議案の審議を終了することができました。

執行部におかれましては、審議の過程の中で各
議員から出されました意見、要望等を十分に検討

し、本市政に反映されますように要望いたすところでございます。

なお、本議会においては、不本意ながら、私の体調不良に伴い、木下副議長を初め、議員、執行部各位には格段のご協力を賜り、改めて御礼申し上げるものでございます。

今後は市のまちづくりが本格的に展開されるわけでございますが、11万5,000市民の夢と期待とさまざまな要望にこたえ、さらなる努力を重ねることが重要と考えております。

議員の今後のさらなるご協力をお願いするところでございます。

これもちまして、本定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時54分

上記会議録を証するため下記署名する。

平成18年9月22日

議 長 高 久 武 男

副 議 長 木 下 幸 英

署 名 議 員 吉 成 伸 一

署 名 議 員 中 村 芳 隆